

平成27年度版 法人税法 2級 過去問題集

「法人税法 2級 過去問題集」に下記の誤りがございました。  
訂正しておわび申し上げます。

平成27年8月20日現在

頁	誤	正
168	第90回 第1問 3.  各事業年度の所得に対する法人税の課税標準（法法21）  内国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準は、各事業年度の所得の金額とする。	所得の金額（法法22①）  内国法人の各事業年度の所得の金額は、その事業年度の益金の額からその事業年度の損金の額を控除した金額とする。
202	第93回 法人税法2級 全7ページ ⑦  3. 納付すべき法人税額の計算 差引所得に対する法人税額 <p style="text-align: right;"><u>24,609,200 円</u></p> 納付すべき法人税額 <p style="text-align: right;"><u>8,599,200 円</u></p>	3. 納付すべき法人税額の計算 差引所得に対する法人税額 <p style="text-align: right;"><u>24,181,500 円</u></p> 納付すべき法人税額 <p style="text-align: right;"><u>8,171,500 円</u></p>